

不適切な行為、セクハラ等の防止に関する学校の取組

本校は大田区立学校として、法令や規則、ガイドライン等を遵守した教育活動を展開できるよう教職員一同、以下の取組の共通理解と徹底を図っております。

保護者や児童が不安を抱くことのないよう理解促進も図ってまいります。

■ 不適切な行為(わいせつ行為)、セクハラ等の防止を目的とした教職員の指導ルールについて ■

- ・ 図書室、家庭科室、体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での児童に対する個別指導は教職員が一人で行うことはありません。
- ・ 児童に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、大腿骨部等を触る（着衣の上からの身体接触を含む。）抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等）は行いません。
- ・ 児童を教職員の自宅等に迎えたり、教職員の自家用自動車に乗せたりすることはありません。
- ・ 学校長の許可無く、児童の自宅を訪問することはありません。
- ・ 水泳指導時の着替えは、全学年、男女分かれて行い、着替え中の教室には異性の教職員が立ち入ることはありません。
- ・ 通常の体育時は、4年生以上が男女別に着替えを行い、水泳時の着替えと同様に異性の教職員が立ち入ることはありません。
- ・ 内科検診等脱衣を伴う児童の検診時に異性の教職員（養護教諭やその補助業務を担う人を除く）が立ち合うことはありません。
- ・ いかなる場所でも児童を私物のスマートフォンやカメラで撮影することを防ぐために、私物のカメラ機能を備えたスマートフォン等を管理職の許可なく、教員室外（校外学習や緊急時を除く）に持ち出すことはしません。
- ・ 児童に対しては学習指導要領に基づき、自己の安全を守るための安全教育を行っています。
- ・ その他、東京都教育委員会「教職員の服務に関するガイドライン」に記載内容については遵守を徹底し、引き続き服務事故防止研修の定期的な実施を行います。また、児童へのわいせつ行為等が発見された場合には、すみやかに所管の教育委員会へ報告するとともに被害児童とその保護者を守る取組や対応を行います。
- ・ 上記の件に関して、疑問やご相談等がある場合には学校までお問合せください。